

第V章 緑地の種類別配置方針、緑化の推進のための施策の展開

1 施設緑地の整備目標及び配置方針

1-1 都市公園

(1) 整備目標

都市公園については、開発行為等により新たに市街地開発が行われる場合には、計画的に整備を進めます。

都市公園の整備目標は以下のとおりです。

表 5-1-1 都市計画区域内の都市公園の整備目標

種 別		現 況 (令和2年)			目 標 年 次 (令和22年)		
		箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人
住区基幹公園	街区公園	62	10.92	4.67	62	10.92	5.06
	近隣公園	5	10.20	4.36	5	10.20	4.72
	地区公園	1	4.60	1.97	1	4.60	2.13
都市基幹公園	総合公園	2	50.40	21.54	2	50.40	23.33
	運動公園	1	20.30	8.68	1	20.30	9.40
基 幹 公 園 計		71	96.42	41.22	71	96.42	44.64
特殊公園	風致公園	1	11.00	4.70	1	11.00	5.09
広域公園		1	68.20	29.15	1	68.20	31.57
緩衝緑地		1	0.94	0.40	1	0.94	0.44
都市緑地		13	101.21	43.25	13	101.21	46.86
緑 道		5	0.67	0.29	5	0.67	0.31
都 市 公 園 計		92	278.44	119.01	92	278.44	128.91

※面積、人口等は都市計画区域内のものとする。

(2) 配置方針

① 街区公園・近隣公園・地区公園

街区公園 62 ヶ所、近隣公園 5 ヶ所、地区公園 1 ヶ所が整備され、住区基幹公園として多くの利用が見られています。今後においても、開発行為等による住区形成がされる場合には、人口規模等に応じて適切な配置に努めます。

② 総合公園・運動公園

札内地区にスマイルパーク、幕別地区に明野ヶ丘公園、幕別運動公園が整備されています。充実した施設内容から多くの利用が見られています。環境保全の拠点としてだけでなく、スポーツ・レクリエーション拠点として機能の維持保全に努めます。

③ 風致公園

札内地区に幕別町ふるさと館や十勝俳句村がある依田公園が整備されています。今後とも、良好な自然的環境を形成する公園として維持保全に努めます。

④ 広域公園・都市緑地

広大な敷地を持つ、十勝エコロジーパークや十勝川水系河川緑地が、十勝圏の住民全体の総合的な公園として配置されています。今後も、広域的なレクリエーション拠点としての機能維持と、水と緑のネットワークの拠点としての機能の維持保全に努めます。

⑤ 緩衝緑地・緑道

緩衝緑地 1 ヶ所、緑道が 5 ヶ所整備されています。今後においても、災害の防止や避難誘導路等、目的に応じた機能が発揮されるように配置をします。

(3) 施設整備・管理方針

①公園施設の適正管理に関する方針

公園は多くの地域住民等が利用する施設であり、災害時の活動拠点や、避難場所など多様な機能を有しています。そのため、日頃から適正な維持管理に努めます。

また、公園見守り隊を推進し、行政と地域住民による協働の管理活動を進めます。

公園施設の老朽化対策については、幕別町公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な補修や改修を進めます。

②公園の再編や機能向上に関する方針

小規模街区公園については、地域の人口推計や人口動態、年齢構成等の社会的変化を踏まえ、必要に応じて公園の再編や機能の見直しを検討し、地域のニーズに対応した公園整備に努めます。

また、近隣公園の新設や規模の大きい公園の改修にあたっては、住民ワークショップや公区、児童等の意見の把握に努め、公園整備に反映させるよう努めます。

(4) 概ね 4ha 以上の都市公園の位置及び規模

表 5-1-2 都市計画区域内の 4ha 以上の都市公園

図面 対象 番号	種別	名称	概略位置	面積 (ha)
N2	近隣公園	3.4.502 止若公園	本町	4.40
D1	地区公園	4.4.501 いなほ公園	札内みずほ町	4.60
MP1	総合公園	5.5.501 明野ヶ丘公園	字明野	25.00
MP2	総合公園	5.5.502 スマイルパーク	字千住	25.40
AP1	運動公園	6.4.501 幕別運動公園	錦町、寿町他	20.30
SP1	風致公園	依田公園	字依田	11.00
K1	広域公園	9.7.1 十勝エコロジーパーク	字相川	68.20
O2	都市緑地	1 十勝川水系河川緑地	札内北町他	86.68
O5	都市緑地	新田の森	新町	4.97

※面積は都市計画区域内のものとする。

1-2 公共施設緑地

(1) 整備目標

公共施設緑地には都市公園以外の公園等として公共が設置した条例公園やパークゴルフ場、ゲートボール場があり、その他には道路、学校、公営住宅、コミュニティーセンター等の建築物に付随した緑地があげられます。学校等公共公益施設の緑地は、都市空間において住民が緑にふれあう機会を増やすことにつながり、緑への関心の広がり期待され、緑の持つ機能の中心的役割を担うものであるとともに、民有地緑化を先導するモデルとしての役割も重要であるため、新たな施設整備の際には緑あふれるまちづくりの指標となるよう緑化を進めます。

表 5-1-3 公共施設緑地の整備目標

種 別			現 況 (令和 2 年)			目標年次 (令和 22 年)		
			箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人
公共施設 緑地	都市計画 区域	PG 場、GB 場等	4	0.44	0.19	4	0.44	0.20
	町 域	PG 場、GB 場等	17	19.21	7.25	17	19.21	8.07

※PG 場、GB 場等には、条例公園を含む。

(2) 配置方針

① 条例公園

糠内公園や忠類公園、ナウマン公園といった条例に規定する公園が 6 ヶ所配置されています。忠類地域では、これらの公園やその周辺が町民のレクリエーション拠点であり、防災、景観の観点からも重要な施設となっていることから、今後も適切な維持保全に努めます。

② パークゴルフ場、ゲートボール場

令和元年現在、町内には 9 ヶ所、総面積 1.98ha が整備されており、都市計画区域内に途別 GB 場ほか 3 ヶ所、都市計画区域外の幕別地域農村部に 5 ヶ所、忠類地域に 1 ヶ所設置されています。今後とも町民の健康増進、レクリエーションの場として、維持保全に努めます。

③ 道路

町道における街路樹は現在、高木が概ね 4,500 本、低木 115,000 株が植栽されています。今後も、連続した緑の空間として町のシンボルとなるような景観の創出や、維持管理の容易さにも配慮し、適正な配置を行います。

④ 学校

令和元年現在、町立の小学校 9 校、中学校 5 校、道立高等学校 2 校が設置されていますが、学校緑地の充実を図るため、積極的に緑化を行います。学校緑地やグラウンドは、子供たちの身近な自然学習の場であるとともに、町民にとっても身近な運動の場であることから、学校との連携・協力により維持保全に努めます。

⑤ 公営住宅

既存の公営住宅内の公園緑地、植栽地などの維持保全に努め、新設される公営住宅においても可能な限り植栽地を確保し、無機質になりがちな住空間に潤いを与えるよう、適正に配置します。

⑥ その他の公共公益施設

コミュニティセンターをはじめとする既存の公共公益施設の緑化は、周辺を住宅地に囲まれている立地からも積極的に植栽を進めます。特に、駐車場を含めた緑化については、安全性とともに安らぎを与える空間として適正に配置し、維持保全に努めます。

1-3 民間施設緑地

(1) 整備目標と配置方針

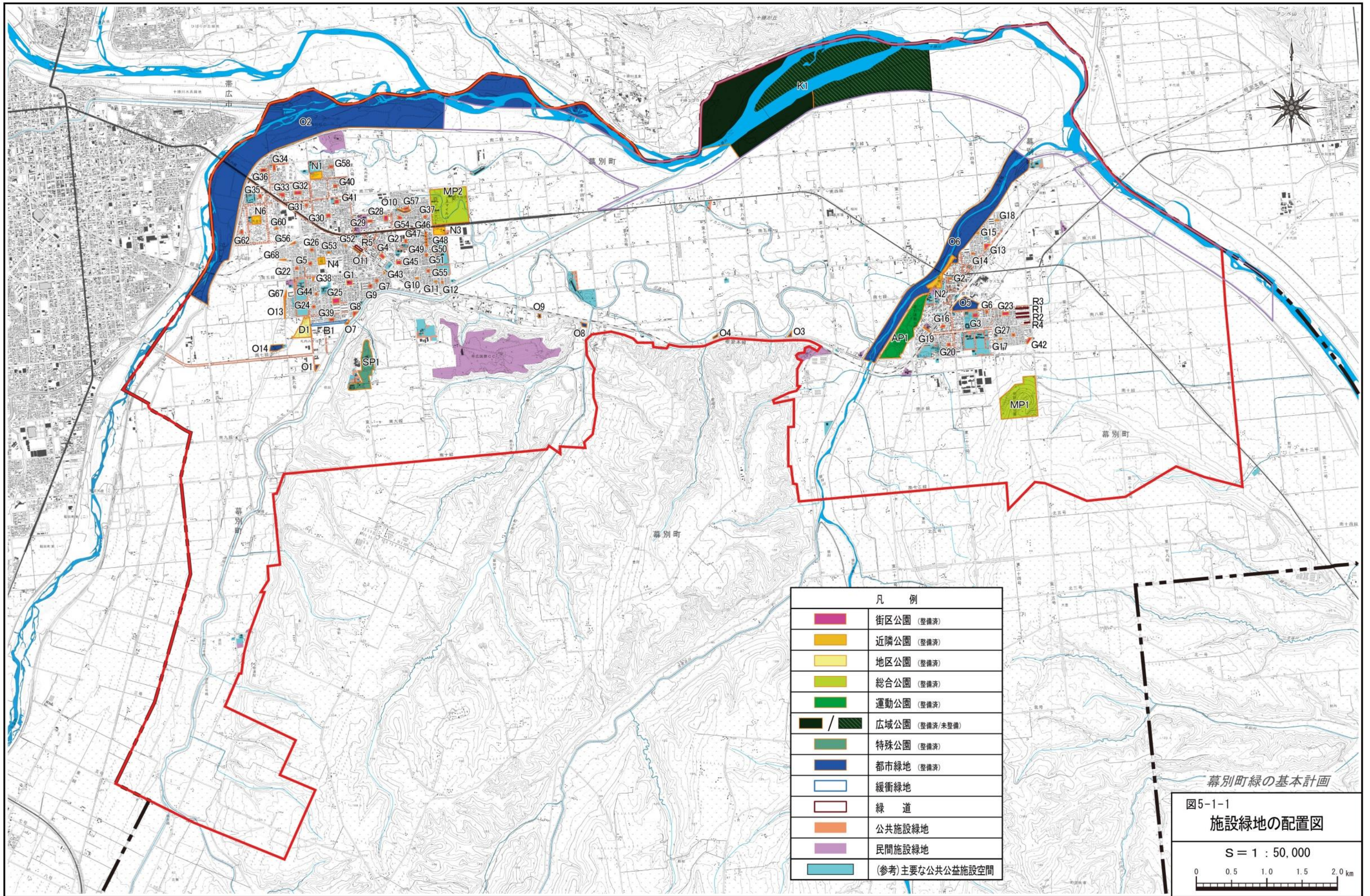
民間施設緑地には、民間によって設置されたパークゴルフ場や未利用地を開放した子供広場等が含まれますが、これらは近隣住民の集う場所であることや緑地としての永続性が高いことから今後とも維持保全に努めます。

表 5-1-4 民間施設緑地の整備目標

種 別			現 況 (令和 2 年)			目 標 年 次 (令和 22 年)		
			箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人
民間施設 緑地	都市計画 区域	PG 場、GB 場等	2			2		
		社寺	11	165.01	70.52	11	165.01	76.39
		広場、緑地	2			2		
	町 域	PG 場、GB 場等	2			2		
		社寺	17	170.03	64.16	17	170.03	71.44
		広場、緑地	2			2		



札幌市街地



2 地域制緑地の整備目標及び配置方針

2-1 法によるもの

(1) 指定目標

表 5-2-1 地域制緑地（法によるもの）

	現 況 (令和 2 年)			目 標 年 次 (令和 22 年)		
	箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人
河 川 区 域	19	2,007.56	757.57	19	2,007.56	757.57
保 安 林	29	4,102.85	1,548.25	29	4,102.85	1,723.89
地域森林計画対象民有林	1	14,712.00	5,551.70	1	14,712.00	6,181.51
法によるもの 計	49	20,822.41	7,857.52	49	20,822.41	8,748.91

(2) 指定方針

① 河川区域

令和元年現在、河川法による河川区域は 19 ヶ所、2,007.6ha が指定されています。今後も、良好な自然環境として維持保全するとともに、治水機能の向上のため、改修や整備について河川管理者と協議します。また、このうち十勝川及び札内川の 1,026.7ha が都市計画河川に指定されています。周辺の都市的土地利用と一体的に整備すべき河川として位置づけられるためこれを保全します。

忠類地域の市街地付近を流下する当縁川についても、潤いや憩いの場の提供、防災等、緑の持つ機能を維持する観点から河川緑地を保全します。

② 保安林区域

令和元年現在、森林法に定められた保安林は防風、土砂崩壊防備、土砂流出防備、水源かん養、防霧保安林が合計 29 ヶ所、4,102.85ha 指定されています。今後も保安林の持つ機能の維持に努めます。

③ 地域森林計画対象民有林

令和元年現在、地域森林計画対象民有林は 14,712ha となっており、今後も適正な管理を行いながら保全します。

2-2 条例等によるもの

(1) 指定目標

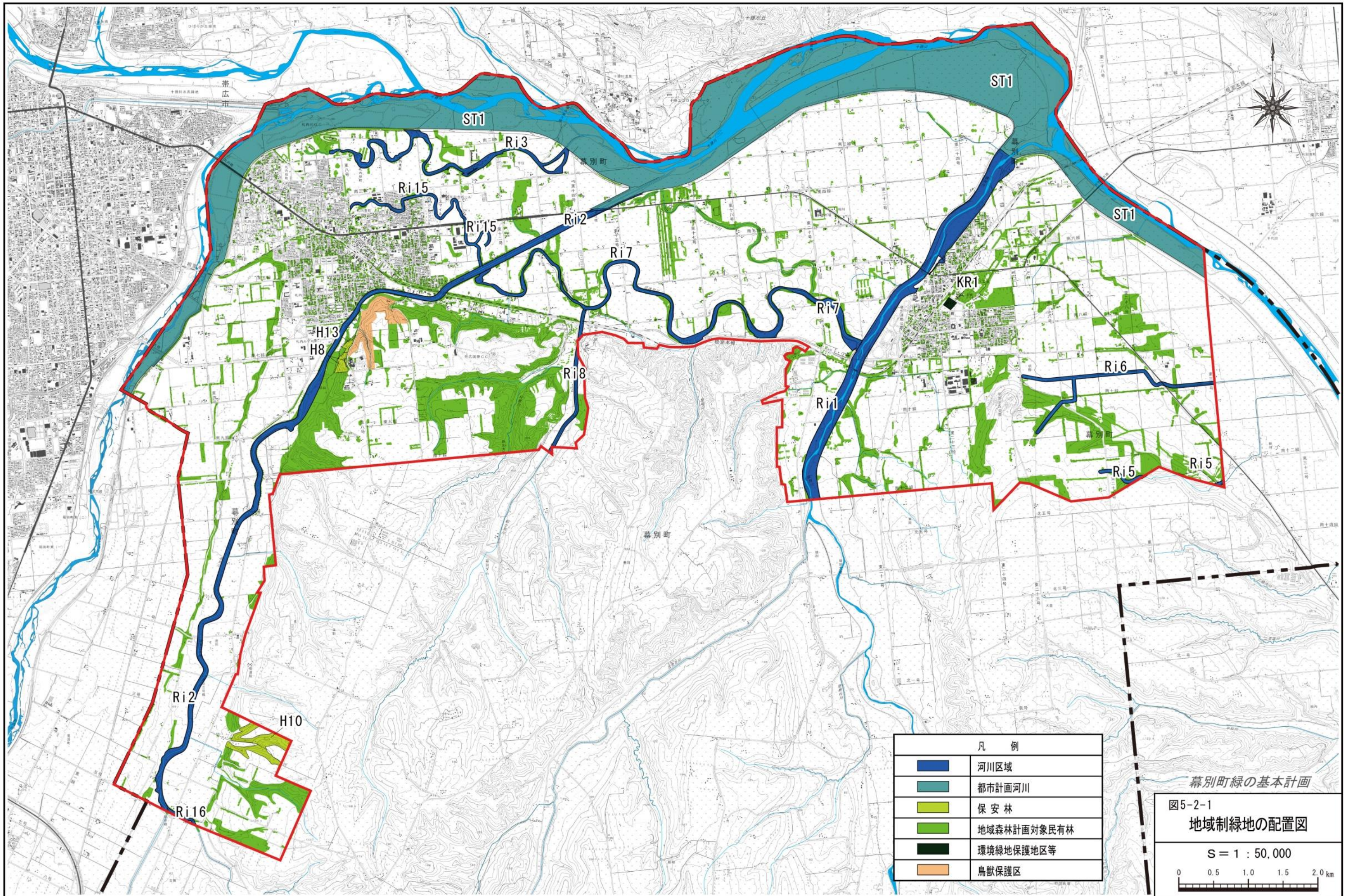
表 5-2-2 地域制緑地（条例等によるもの）

種 別	現 況 (令和 2 年)			目 標 年 次 (令和 22 年)		
	箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人
条例等によるもの	5	114.06	43.04	5	114.06	47.92

(2) 指定方針

① 環境緑地保護地区等

令和元年現在、新田の森（1.62ha）、豊岡（36.06ha）、糠内（6.62ha）の環境緑地保護地区 3 ヶ所と新田牧場自然景観保護地区（44.76ha）1 ヶ所の総面積 89.06ha が指定されています。また依田鳥獣保護区（25.00ha）も指定されており、これらは、貴重な動植物の生息地や良好な自然環境であることから、今後とも維持保全に努めます。



3 緑化の推進方針

3-1 公共公益施設の推進方針

(1) 緑化の推進方針

①都市公園

都市公園については、新たに市街地開発が行われる際には、計画的に整備を進めます。その緑化にあたっては、植栽地の構造や土壌改良などの緑化基盤の整備や樹種、形状の選定、維持管理の容易さなどに留意し、計画設計を進めます。また計画段階から住民参加によるワークショップなどを行い、みんなが親しめる空間づくりに努めます。

公園や樹木などの維持管理については、協働のまちづくり支援事業※により、管理者のみならず地域住民とともに、緑を守ることに取り組んでいきます。

②都市公園以外の公園等

公共の設置したパークゴルフ場、ゲートボール場は、現在の利用状況を把握して新たな緑の導入が可能な場所があれば、極力緑化を図ります。維持管理については、公園見守り隊※の推進を図り、行政と地域住民が協働して行う体制づくりを進めます。

③道路

現在、町の管理する幹線道路における街路樹に加え、これから新たに設置される道路についても可能な限り多くの緑化スペースを確保し、ドライバーだけでなく歩行者も快適に利用できるような空間づくりを行います。道路緑化に関しては、連続した緑の空間として維持管理に配慮した樹種の選定を進めます。

※協働のまちづくり支援事業:住民と行政がお互い負担協力し、まちづくりを行う事業です。

工区自らが行う公園の清掃や植栽に対し、交付金が交付されます。

※公園見守り隊:公園及び緑地等の環境美化活動について、住民が里親となってボランティアで管理する制度です。行政は活動状況を広報紙等で紹介し、看板の設置や保険の加入等を行います。

その他公共公益施設

学校等公共公益施設の緑地は、都市空間において緑の持つ機能の中心的役割を担うものであるとともに、民有地緑化を先導するモデルとしての役割も重要であるため、新たな施設整備の際には緑あふれるまちづくりの指標となるよう緑化を進めます。また、国や北海道が主体となる事業においては、住民の意向を反映して事業が進められるように積極的に国や道と連携を図っていきます。

3-2 民有地の推進方針

(1) 緑化の推進方針

①住宅地

新たな市街地開発の際には、事業者等と行政が十分協議し、それぞれの役割分担に応じて一体となり緑化に取り組み、緑あふれるまちづくりを進めます。

また、地区計画の活用などを進め、住宅の生垣等が一体となった緑を形成するよう、景観に関する取組を検討します。

②商業地

商業地においては、商工会や各事業所等と協力を図りながら、訪れた人たちが楽しさやにぎわいを感じ、親しみの持てるような彩り豊かな空間を創出するため、プランターやフラワーポットの設置などによる緑化の推進に努めます。

③工業地

就業者をはじめとして周辺環境や景観に配慮した工場等の形成のために敷地内の緑化を推進します。

大きな敷地を持つ工場等については、事業者等と十分協議し、緑の保全に配慮するよう協力を求めています。騒音や火災時の被害軽減等周辺環境保全のために、緩衝緑化整備の推進を誘導します。

※地区計画：都市計画法の規定に基づき一体的な街区について街路、公園等の施設整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて開発行為を規制誘導していくために市町村が都市計画に定める制度です。

(2) 民間の参加、協力等の促進方針

町民、団体、企業の参加による維持管理を促進するため、公園や緑地に関する情報発信を行うと共に、協働のまちづくり支援事業や公園見守り隊など、行政と民間が協働して行う制度についての普及啓発を行います。

3-3 普及啓発活動等の推進方針

緑の大切さを住民が理解し、子供たちにその役割を伝えていくため、緑への関心とふれあいの機会を持つことが必要です。

住民みんなで緑を「守る」、「使い」、「育む」ための知識や方法を知る機会を設けることや緑に関する情報を提供することによって、町全体の緑への取組を広げていきます。

また身近な緑の大切さを理解し、緑に親しみを持つことが必要です。住民と行政が役割分担して、緑を知り、親しむ機会をつくり、地域に根ざした緑づくりを進めます。

(1) 学習の場の提供と支援

幕別町の豊かな自然環境を未来の子供たちに引き継いでいくため、身近な自然観察のフィールドとして好適な学校緑地の充実に努めます。また、小中学校生だけでなく、すべての住民の方々を対象として自然観察会や野鳥観察会など環境学習の場の充実に努めます。

協働のまちづくり支援事業、公園見まもり隊等を通じて、水と緑に関する人材育成、緑化推進団体等の育成とネットワークづくりを行い、住民が主役の緑のまちづくりを進めます。

(2) 緑に関する情報の収集・発信

緑に関する学習、交流活動のための情報提供を推進し、イベント開催に合わせ、木と触れ合う体験事業や森林に関する情報発信コーナー等を設置するなど情報提供に努めます。

また、緑化活動を支援するため、国や道、関係団体との連携により水と緑に関する専門的な情報の収集に努め、広く町内外に発信します。

(3) 町民とともに緑を育てる

緑を守り、育てていくためには、普段から緑に触れ親しむ機会や、住民と行政が緑についての関心と共通の認識を持つことが重要です。現在も公園づくりなどの際には計画段階から住民参加の機会を広げるとともに、緑のまちづくり

に対する住民活動への支援などを通して、住民の方々が積極的に緑づくりの活動ができるように努めます。

また、木に親しむ土壌づくりとして、地域材を活用した木製品を提供することで、幼少期から木に親しんでもらうと同時に、子育て世代に対し、地域の産業、環境を考える機会を提供する取組を進めます。

公園施設長寿命化計画により進めている、施設・遊具の改築更新においては、地域住民の意向が反映されるよう公区等と協議を行い、公園施設の安全性確保、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

地域の民有地の緑だけではなく、公共公益施設の緑の維持管理においても協働のまちづくり支援事業を活用し、住民との協働による体制づくりを推進します。

